

保健事業で想定される主な個人情報の利用目的等について

共済組合では、組合員及び被扶養者の健康の保持・増進、疾病の予防を目的に、保健事業を実施しています。

保健事業の実施に際しては、各種届出等に記載されている個人情報及び健診を受けられた際の健診結果等の個人情報を次のように利用します。

◆ 共済組合が保有及び所属所と共同して利用する主な個人情報

個人情報の種類	情報の内容
適用関連	・所属所・記号・番号・名前・生年月日・性別・続柄・住所
保健事業関連	・健康診査、保健指導関連（特定健康診査・特定保健指導・所属所との連携（コラボヘルス）を含む） ・受診年月日・健診機関名、所在地・健診、問診結果・指導結果・生活習慣病関連項目

◆ 共済組合の保健事業で想定される主な利用目的

【共済組合の内部での利用に係る事例】

- ・健康の保持増進のための健診、保健指導及び健康相談
- ・保健指導の受診勧奨業務
- ・健康の保持増進のための調査及び分析研究事業
- ・特定健診及び保健指導の実施

【共済組合と所属所で共同利用する事例】

- ・リスク保有者に対する事後指導業務
- ・健診未受診者に対する受診勧奨業務
- ・高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨業務
- ・健診結果による分析研究事業

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・ 特定健診及び保健指導の実施状況管理並びに国への報告
- ・ 医療機関等への健診及び保健指導並びに健康相談の委託
- ・ コラボヘルスの一環である健診結果の所属所への提供

◆ 共同利用の範囲・個人データの管理責任

- ・ 広島県市町村職員共済組合
- ・ 組合員が所属する所属所

所属所との連携・協働の推進（コラボヘルス）について

共済組合では、「データヘルス計画」を策定し、保健事業を実施していますが、2018年度からは「第2期データヘルス計画」に基づき保健事業を実施します。

計画の実行や保健事業の実効性を高めるためには、共済組合と所属所との連携・協働の推進（コラボヘルス）が不可欠となります。

このため、健診事業・保健指導事業の共同推進、健診・保健指導結果の提供及び組合員の個人情報の取扱いについて、所属所との間で覚書を締結し保健事業を実施します。

【所属所とのコラボヘルスによる事業】

- 健診事業
 - ・ 短期人間ドック健診・共済一般健診（事業主健診+ガン検診）
- 保健指導事業
 - ・ 特定保健指導・保健指導・受診勧奨・禁煙指導事業